

一般廃棄物処理業許可証

住 所 岩手県奥州市水沢東大通り三丁目7番15号
 氏 名 株式会社オイラー
 代表取締役 山崎 一郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に規定する一般廃棄物処理業について、次のとおり許可します。

令和2年3月10日

一関地区広域行政組合

管理者 一関市長 勝 部

修



許可の年月日	令和 2 年 4 月 1 日
許可の有効期限	令和 4 年 3 月 31 日
一般廃棄物処理業の許可の種類	一般廃棄物（ごみ）収集運搬業 家庭系一般廃棄物（ごみ）、事業系一般廃棄物（ごみ）、適正処理困難物 リサイクル法等対象物
許可の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 許可業を行う区域は、一関地区広域行政組合管内とする。 2 許可業に使用する車両は、令和2年2月26日付けの一般廃棄物処理業許可申請書に記載の車両とし、変更する場合はその都度届出をすること。 3 適正処理困難物は、一関地区広域行政組合処理施設への搬入は禁止する。 4 産業廃棄物の混載は禁止する。 5 一関市（一関地域、花泉地域）及び平泉町から排出された一般廃棄物（ごみ）は一関清掃センターに、一関市（大東地域、千厩地域、東山地域、室根地域、川崎地域及び藤沢町地域）から排出された一般廃棄物（ごみ）は、大東清掃センターに搬入すること。 6 収集した廃棄物は適正に分別し、減量化・再資源化に努めること。
許可の更新変更の状況	<p>平成18年4月1日 一関地区広域行政組合更新許可 一般廃棄物（ごみ）収集運搬</p> <p>平成20年4月1日 一関地区広域行政組合更新許可 一般廃棄物（ごみ）収集運搬</p> <p>平成22年4月1日 一関地区広域行政組合更新許可 一般廃棄物（ごみ）収集運搬</p>

(以下、裏面記載)

許可の更新 変更の状況	
	平成24年4月1日 一関地区広域行政組合更新許可 一般廃棄物（ごみ）収集 運搬
	平成26年4月1日 一関地区広域行政組合更新許可 一般廃棄物（ごみ）収集 運搬
	平成28年4月1日 一関地区広域行政組合更新許可 一般廃棄物（ごみ）収集 運搬
	平成30年4月1日 一関地区広域行政組合更新許可 一般廃棄物（ごみ）収集 運搬
	令和2年4月1日 一関地区広域行政組合更新許可 一般廃棄物（ごみ）収集運 搬